

使用者登録の更新のお知らせ

※更新手続きを一部変更しましたので、ご一読ください。

令和6年4月1日以降、引き続き、施設予約システムから集会室を予約される場合、使用者登録の更新手続きが必要となります。更新手続きをされない場合、4月1日以降、施設予約システムをご利用できなくなりますので、お忘れのないようお願いいたします。

なお、本年度から更新手続き完了まで10日程度審査期間を設けさせていただきます。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

受付期間

令和6年1月25日（木） ～ 3月31日（日）

※毎月の休館日（1/29、2/26、3/25）を除く

提出場所

市川市急病診療・ふれあいセンター（2F）集会室受付

ご用意いただくもの

(1) 使用者登録申請書（様式第2号）

(2) 会員名簿（団体の場合）

○「市民等以外の者」に該当する団体は会員名簿の提出は不要です。

○「市民等」の団体は、氏名のほか、住所（代表者以外は○丁目まで）又は勤務先事業所名等を記入した名簿の提出が必要になります。集会室窓口にある用紙にご記入いただくか、お手持ちの名簿をご用意ください。

(3) 窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、学生証等）

※窓口にてご提示ください。

※「市民等」、「市民等以外の者」の区分については、裏面をご参照ください。

登録書の受取り

受付後、登録まで10日程度かかります。期間が経過しましたら、集会室窓口まで登録書を受け取りにお越しくください。

※ ご不明な点は集会室窓口までお問い合わせください。

【表1】

「市民等」及び「市民等以外の者」の区分について

区分	該当する方	更新に必要な書類
市民等	次のいずれかに該当する方	・使用者登録申請書 ・添付書類 個人:本人確認書類 団体:会員名簿 法人:社員証、職員証 等市内に事務所 等が存在するこ とを証するもの ※窓口に来られた方の本 人確認書類の提示
	個人 本市に在住、在勤又は在学の方	
	団体 団体を構成する方の半数以上が、本市に在住、在勤又は在学の方(法人を除く)	
	法人 市内に事務所又は事業所を有する法人	
	※ただし、営利を目的とする事業を行う方は、「市民等以外の者」となります。(【表2】をご参照ください。)	
市民等以外の者	市民等に該当しない方	・使用者登録申請書 ※窓口に来られた方の本人確認書類の提示

【表2】

営利を目的とする事業に該当するもの(「市民等以外の者」の使用料となります。)

※別途、会則等金銭に関する書類の提出を求められることがありますので、ご協力ください。

<p>(1) 個人 使用の許可等を受ける者が金銭等を徴収し、事業を行う場合 (例 塾、ダンス等)</p> <p>(2) 団体 使用の許可等を受ける団体を構成する者の一部又は全部が金銭等を徴収し、事業を行う場合 (使用の許可等を受ける団体を構成する者の一部又は全部が当該団体を構成する者のために金銭等を徴収し、講師等を招く場合を除く。)</p> <p>(3) 法人 株式会社、各士業法に基づく法人(監査法人、税理士法人等)その他の営利法人(社会福祉法人、学校法人、国立学校法人、NPO法人、一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人、医療法人、商工会議所、協同組合その他の非営利法人以外のもの)である場合</p>

(市川市公共施設使用料 市民等・市民等以外 審査基準)